学会誌編集委員会規定

（任務）

第１条　学会誌編集委員会（以下、本委員会という）は、『工業経営研究』（以下、本誌という）の編集にかかわる企画・運営を行うものとする。

（構成）

第２条　本委員会は、会長により指名された４名以上の学会誌編集委員（以下、本委員という）により構成され、会長は、その中から編集を統括する学会誌編集委員長1名を指名する。なお、本委員のうち少なくとも１名は理事とする。

（発行回数と投稿、編集、刊行の時期）

第３条　本誌の発行は、原則として年２回とし、本誌への投稿、編集、刊行に関する時期、および号は以下のとおりとする。

本誌1号は、投稿締切10月末、刊行3月末をそれぞれ目途とする。

本誌2号は、投稿締切4月末、刊行9月末をそれぞれ目途とする。

なお、原則として、投稿された論文の締切に対応した巻号に掲載を行うものとする。

（掲載内容）

第４条　本誌には、『工業経営研究』投稿規定に定めた論文（招待論文、査読論文、その他（書評、調査報告））、および論文以外の掲載物（学会表彰、各種規定、学会活動報告など）を掲載する。全国大会統一論題のリライト論文は原則として本誌1号に掲載する。

（２）電子化の掲載の対象。

　本誌は並行して電子化を行う。電子化の掲載は、『工業経営研究』投稿規定に定めた論文とする。全国大会統一論題のリライト論文は原則として本誌１号に掲載する。

（企画・案内）

第５条　本委員会は、本誌各号の掲載物の内容を企画し、学会ホームページに執筆要領を掲載するとともに、論文投稿の案内、必要に応じて投稿依頼を行う。

（編集）

第６条　本委員会は、以下の通り、編集業務を行う。

（１）『工業経営研究』投稿規定第6条に定められた投稿物（以下、投稿物とする）を受領したあと、以下の通り編集業務を行う。

①投稿者から投稿物受理した日を受理日とし、随時、会員資格、会費納入、執筆書式の確認を行う。

②統一論題リライト論文については、受理日が1号の締切（10月末）を過ぎていた場合には、統一論題リライト論文としては受理しない。

③査読論文については、第3条に従って、受理日を基準に投稿予定巻号を投稿者に知らせ、投稿締切日以降、速やかに投稿物を論文審査運営委員会に送付する。

④その他（書評、調査報告）については、本委員会にて内容を確認し、掲載にふさわしいかを検討する。

⑤招待論文については、本委員会にて内容を確認・検討したうえで、必要に応じて掲載への対応を行う。

（２）論文以外の掲載物の執筆、執筆依頼、編集を行う。

（原稿の送付）

第７条　査読を通過した査読論文（統一論題リライト論文を含む）の原稿、招待論文の原稿、その他（書評、調査報告）の原稿、論文以外の掲載物の原稿は、審査終了後、本委員会にて、論文の掲載、本誌発行の最終決定を行ったあと、印刷所に送付する。

（２）電子化に関する送付先

　査読を通過した査読論文（統一論題リライト論文を含む）の原稿、招待論文の原稿、その他（書評、調査報告）の原稿を、本委員会にて、JーStageへ送付する。

（超過費用の回収）

第８条　本委員会は、『工業経営研究』投稿規定第4条に定められた規定頁数を超過した掲載論文について、本誌発行後に各論文の超過費用を算定したうえで、各執筆者から超過分の実費を徴収する。

付則　１　本規定は2015年4月1日より施行する

　　　２　本規定は2023年8月30日より施行する